

飲料自動販売機の仕様及び遵守事項等

- 1 設置する飲料自動販売機（以下「自販機」という。）のサイズ
高さ 1,830mm以内・奥行き 750mm以内（散在ガ池森林公園のみ 330mm）・幅については、別紙「飲料自動販売機設置箇所案内図及び配置図」のとおりです。
なお、指定のサイズの自販機がない場合は直近のサイズで結構ですが、工作物内設置もあり得ること及び隣接の自販機に不都合がないよう考慮のうえ、配置図（原則既設の自販機と同様の位置）のとおり設置できることが条件になります。
- 2 自販機の機能等（全機共通）
 - (1) 自販機の前面及び両側面を鎌倉市推奨カラー（マンセル 5 Y7.5/1.5）とすること（ラッピング可）。
 - (2) 可能な限り、障がい者に配慮したユニバーサルデザインとすること。
 - (3) LED照明、ノンフロン、ヒートポンプを採用した機種とすること。
- 3 災害発生時対応
 - (1) 災害救援機能を有している自販機（散在ガ池森林公園に設置の機種を除く）を設置すること。
 - (2) 災害発生時において、公益財団法人鎌倉市公園協会（以下「当協会」という。）が飲料の提供が必要と判断したときは、自販機設置業者は自販機内の飲料を無償で提供すること。
- 4 販売品目等
 - (1) 販売品目は清涼飲料水に限定し、缶、ビン、ペットボトルなど、密閉性の高い容器の飲料水とすること。
 - (2) 販売価格は標準販売価格以下とすること。
 - (3) 鎌倉市において発表された『かまくらプラごみゼロ宣言』を考慮し、ペットボトル商品の販売縮小を推進すること。
 - (4) 商品の賞味期限に注意するなど、関係法令を遵守すること。
- 5 利用者サービス
 - (1) 10円から500円までの硬貨及び紙幣が使用できることし、可能な限り電子マネー対応機種の設置に努めること。
ただし、源氏山公園及び鎌倉中央公園に設置の自販機にあっては、電子マネー対応自販機の設置を原則とします。
 - (2) 自販機の故障、問合せ、苦情等については、設置業者の責任において対応することとし、自販機前面にその連絡先を明示するとともに速やかな対応を可能とするほか、通年連絡可能な連絡先を当協会へ提出すること。

6 自販機設置にかかる条件等

- (1) 自販機の設置、撤去、移設、修理（以下「自販機の設置等」という。）及び電気設備等にかかる必要な工事やメンテナンスは、設置業者において負担することとし、当該工事等の着工においては関係法令等を遵守すること。
- (2) 隣接する自販機の設置等に配慮すること。
- (3) 自販機の設置等を行うときは、必ず当協会へ連絡し、その承諾を得ること。
- (4) 転倒防止策を講じ、安全な設置を施すこと。
- (5) 自販機1台につき、30リットル以上の回収容器を併設し、飲料容器の散乱防止対策を講じること。

なお、同一箇所に複数の業者が設置の場合は、設置業者間において協議のうえ、設置台数に30リットルを乗じて得たリットル以上の回収容器を設置すること。

- (6) 設置業者において、商品及びつり銭の補充、売上金及び空き容器の回収、清掃等のメンテナンス（フルサポート）を実施のこと。

これらメンテナンスにかかる費用は、設置業者の負担とします。

また、1箇所に複数業者が設置する場合は、当該設置業者間において協議し、空き容器の回収、清掃等にかかる年間（4月～3月）当番表を作成のうえ、設置完了後速やかに当協会に提出すること。なお、当番表に変更が生じた場合も同様とする。

- (7) 自販機の設置等は、令和6年4月7日までに完了すること。
- (8) 現在設置の自販機業者と異なる業者とが自販機を入れ替えるときは、双方で日程等を協議して行うこととし、当該設置場所が空間の状態にならないようにすること。
なお、現在設置の自販機は、それぞれ令和6年3月31日までの設置許可を有していますが、当該自販機業者の承諾を得られれば、本年4月7日にかかわらず、本年3月中の自販機の設置等を行うことができることとします。
- (9) 自販機の設置等の際は、あらかじめ日程等を当協会に連絡すること。

7 その他条件

- (1) 鎌倉中央公園に設置の販売機においては、1商品につき10円が返金されるデポジット機を併設すること。

なお、デポジットにかかる金銭の取扱い等の事務は、当協会で行います。

- (2) 古都保存法適用地域内又は風致地区内に設置の自販機は、当該自販機を囲う工作物によって景観等の維持を図っています。

これら工作物及びその他自販機にかかる必要な工事やメンテナンスは、設置者において負担することとし、当該工事等を着工の際は法令等を遵守すること。

なお、工作物にかかる火災保険は、当協会において加入します。

- (3) 鎌倉中央公園・夫婦池公園・散在ガ池森林公園に設置の自販機は、開園時間外の消灯など節電を図ること。

なお、当該公園の開園時は8時30分から17時15分（鎌倉中央公園の7月1日～8月31日は、7時30分～18時00分）までです。

令和 6 年度 飲料自動販売機設置業者募集にかかる応募用紙

公益財団法人鎌倉市公園協会
理事長 小山内 州 一 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話

令和 6 年度における飲料自動販売機の設置について、(①～③のいずれかを○で囲う)

- ①・・・鎌倉中央公園及び鎌倉中央公園以外のいずれも応募します。
②・・・鎌倉中央公園以外のみ応募します。
③・・・鎌倉中央公園のみ応募します。

(いずれの手数料率も 23.0%以上の税抜の率を記入のこと。)

鎌倉中央公園の売上手数料率 (税抜) (算用数字楷書にて小数点第一位まで記載してください)	. %
鎌倉中央公園以外の売上手数料率 (税抜) (算用数字楷書にて小数点第一位まで記載してください)	. %
御社におけるご提案等 (ない場合は『なし』と記入してください)	
ご提案	環境への配慮

※ 契約書のひな型及び販売品目並びにその価格表を添付のこと。

飲料自動販売機設置箇所グループ

別紙3

A (第1位)	源氏山①	稲村ガ崎①	プール①	由比ガ浜B①	由比ガ浜C①	三角地	夫婦池
B (第2位)	源氏山②	稲村ガ崎②	由比ガ浜B②	由比ガ浜C②	散在ガ池		
C (第3位)	プール②	由比ガ浜B③	由比ガ浜C③				
別 途	鎌倉中央公園						

- 由比ガ浜B = 鎌倉海浜公園由比ガ浜地区(地下駐車場上)
- 由比ガ浜C = 鎌倉海浜公園由比ガ浜地区(管理事務所併設)
- 三角地 = 鎌倉海浜公園坂ノ下地区三角地
- プール = 鎌倉海浜公園坂ノ下地区プール前
- 稲村ガ崎 = 鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区
- 源氏山 = 源氏山公園
- 夫婦池 = 夫婦池公園
- 散在ガ池 = 散在ガ池森林公園
- 中央公園 = 鎌倉中央公園

別紙4

飲料自動販売機過去3年度年度別売上(概算)状況

(単位:円)

設置公園	自販機番号	2年度	3年度	4年度	備考
由比ガ浜B (設置台数3台)	1	595,347	531,075	704,478	
	2	580,432	483,248	673,344	
	3	735,388	682,820	844,280	
小計		1,911,167	1,697,143	2,222,102	
由比ガ浜C (設置台数3台)	1	434,352	468,915	626,046	
	2	325,384	346,024	301,016	
	3	604,004	641,112	803,880	
小計		1,363,740	1,456,051	1,730,942	
三角地	1	776,544	784,974	867,144	
小計		776,544	784,974	867,144	
プール前 (設置台数2台)	1	332,088	234,432	301,722	
	2	522,296	462,376	453,104	
小計		854,384	696,808	754,826	
稲村ガ崎 (設置台数2台)	1	1,259,868	1,114,857	1,241,922	
	2	954,792	815,120	850,176	
小計		2,214,660	1,929,977	2,092,098	
源氏山 (設置台数2台)	1	873,432	1,058,862	1,236,111	
	2	639,324	654,244	940,336	
小計		1,512,756	1,713,106	2,176,447	
中央公園	1	1,873,182	1,377,783	788,901	
小計		1,873,182	1,377,783	788,901	
散在ガ池	1	165,560	119,144	131,428	
小計		165,560	119,144	131,428	
夫婦池	1	298,305	252,030	273,312	
小計		298,305	252,030	273,312	
合計		10,970,298	10,027,016	11,037,200	